

2016年6月16日

「本人死亡開示」の手続き変更のお知らせ

本人死亡の場合の開示申込手続きができる方は、現在「配偶者および二親等以内の血族」としておりますが、6月21日(火)より「法定相続人」に変更いたします。

現行のルールでは、父母、兄弟姉妹の方などもお手続きができますが、今後はお断りする場合がございますのでご注意ください。

亡くなられた方の開示申込手続きができる方(申込者)は、法定相続人(配偶者・子等)となります。

法定相続人とは

法律で規定された相続の権利がある人のことで、相続できる親族の範囲と優先順位は次のとおりとなります。

1. 【常に法定相続人】 配偶者 または 【第一順位】 子 ⇒ 孫・ひ孫など(子が死亡している場合)
2. 【第二順位】 父母 ⇒ 祖父母(父母が死亡している場合)
3. 【第三順位】 兄弟姉妹 ⇒ 甥姪(兄弟姉妹が死亡している場合)

※【第二順位】は【第一順位】が生存していない場合または相続を放棄した場合、【第三順位】は【第一順位】【第二順位】が生存していない、または相続を放棄した場合に限り法定相続人となる。

▼変更箇所は以下のとおりとなります。

	現行(2016年6月20日まで)	2016年6月21日以降
申込者	配偶者および二親等以内の血族	法定相続人
受付方法	●全国7ヶ所の開示相談窓口 ●郵送	【配偶者および子である法定相続人】 現行どおり 【その他の法定相続人】 郵送のみ
必要書類	●申込者と開示対象者の関係がわかる証明書類(戸籍謄本等) ●開示対象者が亡くなったことがわかる証明書類(除籍された戸籍謄本、死亡診断書等) ●申込者の本人確認書類 ●郵送の場合は申込書(死亡開示用)	【配偶者および子である法定相続人】 現行どおり 【その他の法定相続人】 ●申込者が法定相続人であることが確認できる証明書類 ・申込者(法定相続人)と開示対象者(亡くなられた方)との続柄が記載されている戸籍謄本 ※上位順位の相続人が死亡したことに伴い法定相続人となった場合には、その方の死亡を証する資料を、上位順位の相続人が相続を放棄したことに伴い法定相続人となった場合には、相続放棄を証する資料を、ご提出ください。 ・開示対象者(亡くなられた方)と申込者(法定相続人)との関係がわかる相続関係説明図(系図) ●開示対象者が亡くなったことがわかる証明書類(除籍された戸籍謄本、死亡診断書等) ●申込者の本人確認書類 ●郵送の場合は申込書(法定相続人用)
手数料	●窓口:現金500円 ●郵送:定額小為替証書1,000円	現行どおり

以上